

子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案 新旧対照表 目次

健康保険法（大正十一年法律第七十号）	1
健康保険法改正に伴う経過措置	4
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）	5
船員保険法改正に伴う経過措置	8
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	9
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）	13
児童福祉法の改正に伴う経過措置	78
地方財政法（昭和二十三年法律第九号）	83
旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）	84
教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）	87
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）	94
社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）	110
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）	114
学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）	118
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）	119
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	121
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）	123
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	125
国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）	127
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	130
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）	131

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	132
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置	140
公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第一百七十七号）	141
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百二十三号）	142
道路交通法（昭和三十五年法律第五号）	144
社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）	145
社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置	147
激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）	149
母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）	152
母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）	154
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	156
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	159
児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	171
児童手当法改正に伴う経過措置	195
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	196
水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）	197
私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）	199
日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	210
国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）	212
国と民間企業との間の人事交流に関する法律の改正に伴う経過措置	215
過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）	216
公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）	218
公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴う経過措置	221

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）	222
独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）	224
構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）	228
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）	232
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の改正に伴う経過措置	235
国立大学法人法（平成十五年法律百十二号）	236
次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律百二十号）	237
判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律百二十一号）	241
判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の改正に伴う経過措置	244
発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）	245
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	246
日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）	264
日本年金機構法（平成十九年法律第九号）	265
P T A ・ 青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）	274
P T A ・ 青少年教育団体共済法の一部改正に伴う経過措置	276
スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）	277
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）	278
児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）	280
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）	282
独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の一部改正（平成二十四年法律第 号）	287
内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号）	288
内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号）	290
内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号）	291

内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定

297

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）

298

附則

299

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>第百五十九条の二 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 <u> </u> 号）<u>第六十九</u>条に規定する拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）<u>第二十条</u>第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平</p>	<p>第百五十九条の二 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 <u> </u> 号）<u>第七十</u>条に規定する拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）<u>第二十条</u>第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平</p>	<p>第百五十九条の二 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）<u>第二十条</u>に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）<u>第二十条</u>第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平</p>

成二十四年法律第二十四号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。)(第二十条の拠出金に關しては、第百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)第六十九条」とあるのは「平成二十二年法律等における子ども手当の支給に關する法律(平成二十二年法律第十九号)(第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)(第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給に關する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)(第二十条第一項、第三項及

成二十四年法律第 号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)(第二十条の拠出金に關しては、第百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)(第七十条」とあるのは「平成二十二年法律等における子ども手当の支給に關する法律(平成二十二年法律第十九号)(第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)(第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給に關する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)(第二十条第一項、第三項及

成二十四年法律第 号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)(第二十条の拠出金に關する第百五十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十条」とあるのは、「第二十条(平成二十二年法律等における子ども手当の支給に關する法律(平成二十二年法律第十九号)(第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条を含む。)」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給に關する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)(第二十条第一項、第三項及

び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関しては、第五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第六十九号」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関しては、第五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七十条」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第五十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十条」とあるのは、「第二十条（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条を含む。）とする。

健康保険法改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

<p style="text-align: center;">修正後の整備法</p>	<p style="text-align: center;">政府案</p>
<p>(健康保険法の一部改正に伴う経過措置) <u>第二条</u> 前条の規定による改正後の健康保険法第五十九条の二の規定にかかわらず、<u>第三十八条</u>の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた<u>第三十六条</u>の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。)(第二十条第一項に規定する拠出金の納付については、なお従前の例による。</p>	<p>(健康保険法の一部改正に伴う経過措置) <u>第三条</u> 前条の規定による改正後の健康保険法第五十九条の二の規定にかかわらず、<u>第四十二条</u>の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた<u>第四十条</u>の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。)(第二十条第一項に規定する拠出金の納付については、なお従前の例による。</p>

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>第百十九条 厚生労働大臣が保険料を徴収する 場合において、船舶所有者から保険料、厚生 年金保険法第八十一条第一項に規定する保険 料（以下「厚生年金保険料」という。）及び 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 <u>六十号</u>）<u>第六十九</u>条第一項に規定する拠出 金（以下「子ども・子育て拠出金」という。 ）の一部の納付があつたときは、当該船舶所 有者が納付すべき保険料、厚生年金保険料及 び子ども・子育て拠出金の額を基準として按 分した額に相当する保険料の額が納付された ものとする。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支 給に関する法律により適用される旧児童手当 法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度等における子ども 手当の支給に関する法律（平成二十二年法律 第十九号）<u>第二十条</u>第一項の規定により適用 される児童手当法の一部を改正する法律（平</p>	<p>第百十九条 厚生労働大臣が保険料を徴収する 場合において、船舶所有者から保険料、厚生 年金保険法第八十一条第一項に規定する保険 料（以下「厚生年金保険料」という。）及び 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 <u>七十号</u>）<u>第七十</u>条第一項に規定する拠出金 （以下「子ども・子育て拠出金」という。） の一部の納付があつたときは、当該船舶所有 者が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び 子ども・子育て拠出金の額を基準として按分 した額に相当する保険料の額が納付されたも のとする。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支 給に関する法律により適用される旧児童手当 法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度等における子ども 手当の支給に関する法律（平成二十二年法律 第十九号）<u>第二十条</u>第一項の規定により適用 される児童手当法の一部を改正する法律（平</p>	<p>第百十九条 厚生労働大臣が保険料を徴収する 場合において、船舶所有者から保険料、厚生 年金保険法第八十一条第一項に規定する保険 料（以下「厚生年金保険料」という。）及び 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） <u>第二十条</u>第一項に規定する拠出金（以下「児 童手当拠出金」という。）の一部の納付があ つたときは、当該船舶所有者が納付すべき保 険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の 額を基準として按分した額に相当する保険料 の額が納付されたものとする。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支 給に関する法律により適用される旧児童手当 法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度等における子ども 手当の支給に関する法律（平成二十二年法律 第十九号）<u>第二十条</u>第一項の規定により適用 される児童手当法の一部を改正する法律（平</p>

成二十四年法律第二十四号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。)(第二十条第一項の拠出金に関しては、第百十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)第六十九条第一項」とあるのは、「平成二十二年法律第十九号(第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)(第二十条第一項」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは、「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)(第二十条第一項、第三項及

成二十四年法律第 号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)(第二十条第一項の拠出金に関しては、第百十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)(第七十条第一項」とあるのは、「平成二十二年法律第十九号(第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)(第二十条第一項」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは、「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)(第二十条第一項、第三項及

成二十四年法律第 号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)(第二十条第一項の拠出金に関しては、第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項(平成二十二年法律第十九号(第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)(第二十条第一項」と含む。)

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)(第二十条第一項、第三項及

び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金に関しては、第百十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第六十九條第一項」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金に関しては、第百十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七十条第一項」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項を含む。）」とする。

船員保険法改正に伴う経過措置

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

<p>修正後の整備法</p>	<p>政府案</p>
<p>(船員保険法の一部改正に伴う経過措置) <u>第四条</u> 前条の規定による改正後の船員保険法第百十九条の規定にかかわらず、<u>第三十八条</u>の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の納付については、なお従前の例による。</p>	<p>(船員保険法の一部改正に伴う経過措置) <u>第五条</u> 前条の規定による改正後の船員保険法第百十九条の規定にかかわらず、<u>第四十二条</u>の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の納付については、なお従前の例による。</p>

修正後整備法による改正

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	（略）	（略）
事務	（略）	（略）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）

都道府県が第四十八条第一項（第五十四条の二及び第五十条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第一号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条の二及び第五十条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の

改正案

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	（略）	（略）
事務	（略）	（略）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）

都道府県が第四十八条第一項（第五十四条の二及び第五十条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第一号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条の二及び第五十条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	（略）	（略）
事務	（略）	（略）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）

都道府県が第四十八条第一項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）

(略)	
児童手当法	この法律(第二十条から第二
指示を受けて行うものに限る。 。)、第五十三条第二項(第 五十四条の二及び第五十四条 の三の規定により読み替えて 適用する場合を含む。)の規 定により処理することとされ ている事務、第六十条第五項 の規定により処理することと されている事務(都道府県委 員会の意見を聴くことに係る ものに限る。)並びに第五十 五条第九項(同条第十項によ り読み替えて適用する場合並 びに第六十条第七項において 準用する場合及び同条第九項 において読み替えて準用する 場合を含む。)において準用 する地方自治法第二百五十二 条の十七の三第二項及び第三 項並びに第二百五十二条の十 七の四第一項の規定により処 理することとされている事務	

(略)	
児童手当法	この法律(第二十条から第二
指示を受けて行うものに限る。 。)、第五十三条第二項(第 五十四条の二及び第五十四条 の三の規定により読み替えて 適用する場合を含む。)の規 定により処理することとされ ている事務、第六十条第五項 の規定により処理することと されている事務(都道府県委 員会の意見を聴くことに係る ものに限る。)並びに第五十 五条第九項(同条第十項によ り読み替えて適用する場合並 びに第六十条第七項において 準用する場合及び同条第九項 において読み替えて準用する 場合を含む。)において準用 する地方自治法第二百五十二 条の十七の三第二項及び第三 項並びに第二百五十二条の十 七の四第一項の規定により処 理することとされている事務	

(略)	
児童手当法	この法律(第二十二條の二が
十三条第二項(第五十四条の 二の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)の規定 により処理することとされて いる事務、第六十条第五項の 規定により処理することとさ れている事務(都道府県委員 会の意見を聴くことに係るも のに限る。)並びに第五十五 条第九項(同条第十項により 読み替えて適用する場合並び に第六十条第七項において準 用する場合及び同条第九項に おいて読み替えて準用する場 合を含む。)において準用す る地方自治法第二百五十二条 の十七の三第二項及び第三項 並びに第二百五十二条の十七 の四第一項の規定により処理 することとされている事務	

<p>昭和四十六年法律第七十三号</p>	<p>十二条まで（これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。）<u>、第十二条の二及び第二十九条（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</u>を除く。 <u>（）</u>の規定により市町村が処理することとされている事務（<u>第十七条第一項（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</u>の規定により読み替えられた<u>第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項</u>の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）</p>
<p>昭和四十六年法律第七十三号</p>	<p>十二条まで（これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。）<u>、第十二条の二及び第二十九条（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</u>を除く。 <u>（）</u>の規定により市町村が処理することとされている事務（<u>第十七条第一項（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</u>の規定により読み替えられた<u>第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項</u>の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）</p>
<p>昭和四十六年法律第七十三号</p>	<p>ら<u>第二十二条の四</u>まで（これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。）<u>、第二十二条の五及び第二十九条（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</u>を除く。 <u>（）</u>の規定により市町村が処理することとされている事務（<u>第十七条第一項（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</u>の規定により読み替えられた<u>第七条第一項、第八条第一項及び第十四条</u>の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）</p>

(略)	<p>(第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。)、第十三条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)、並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 附則第二条第二項又は第一条の二第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
(略)	<p>(第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。)、第十三条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)、並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 附則第二条第二項又は第一条の二第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
(略)	<p>(第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。)、第十三条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)、並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 附則第二条第二項において読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

修正後支援法に伴う改正	改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節、第二節（略）</p> <p>第三節 助産施設、母子生活支援施設及び 保育所への入所等（第二十二條 第二十四條）</p> <p>第四節（第八節）（略）</p> <p>第三章（第八章）（略）</p> <p>附則</p> <p>第六條の三（略）</p> <p>この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p> <p>（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節、第二節（略）</p> <p>第三節 助産施設、母子生活支援施設及び 保育所への入所等（第二十二條 第二十四條）</p> <p>第四節（第八節）（略）</p> <p>第三章（第八章）（略）</p> <p>附則</p> <p>第六條の三（略）</p> <p>この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p> <p>（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節、第二節（略）</p> <p>第三節 助産施設、母子生活支援施設及び 保育所への入所（第二十二條 第 二十四條）</p> <p>第四節（第八節）（略）</p> <p>第三章（第八章）（略）</p> <p>附則</p> <p>第六條の三（略）</p> <p>この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p> <p>（略）</p>

この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育）（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。

（ ）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）（第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。）（その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

（略）

この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修

この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育）（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。

（ ）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、総合こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

（略）

この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修

この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

（略）

この法律で、家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、

を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、

（新設）

保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは

保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

(新設)